

報告事項ク

「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」について

「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」について、別紙のとおり報告します。

令和8年10月16日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」について

令和8年10月16日
生徒支援・教育相談センター

性暴力、性に関するトラブルや問題行動を学校が把握した時の対応方針、留意点等を示した「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」を作成し、各市町村教育委員会、学校および各関係機関等に通知しましたので報告します。

1 作成に至る経緯

- ・全国的に性犯罪の認知件数は増加の傾向にあり、2023年7月の改正刑法施行により処罰要件が明確化され、被害がより顕在化しやすくなった実態がある。
- ・2022年内閣府男女共同参画局実施の16歳から24歳の若者を対象とした調査では、性被害を受けた場所は「学校」が最多で22.5%だった。
- ・校内で性暴力が発生した場合の対応方法等について、性の取扱いの難しさから学校現場が対応に苦慮していることが考えられ、その指針を明らかにすることが必要である。

2 作成の目的

性暴力に関する学校の基本的な姿勢や、学校において児童生徒間の性暴力が疑われる事案が発生した場合、またはその兆候に気づいた場合に、教職員が適切かつ組織的に対応するための基本的な考え方と具体的な対応方法を示す。併せて、未然防止、早期発見の考え方を示す。

3 マニュアルのポイント及び具体的な内容

マニュアルのポイント	具体的な内容	記載ページ
① 学校で性暴力被害が起こった場合のフロー図、学校で性暴力が起こった場合の対応の主なポイント	・学校で性暴力被害が起こった場合の、発見→情報確認→対応のフロー図と、<u>チーム対応する学校内の組織、相談する関係機関を記載</u> ・状況により、いじめの定義に基づき学校いじめ対策組織での対応を行うことを記載 ・対応の主なポイントについて、学校の基本姿勢、被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒それぞれへの対応、県警が関わる被害者支援についてのポイントを記載	1 2
② 被害児童生徒への対応、被害児童生徒への対応支援と留意点、被害児童生徒の心のケア	・被害児童生徒のトラウマの理解、二次被害の予防、関係機関の支援等の確認について記載 ・被害の発見から情報収集、性暴力被害対応チームの立ち上げ、関係機関との連携について記載 ・<u>児童生徒間の性暴力被害である場合、積極的にいじめと認知し、学校いじめ対策組織として対応することを記載</u> ・被害児童生徒が学校生活に戻るまで、戻ってからの適切な対応について記載 ・被害児童生徒の保護者の理解と外部機関との連携について記載 ・<u>聴き取りの留意点について記載</u>	3 4, 5, 6 5 7 7 4, 7
③ 加害児童生徒への対応	・加害児童生徒対応時の基本的事項（性問題行動の要因、児童生徒の理解）、指導時の留意点を記載	8
④ 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応	・当事者以外の児童生徒の思いに寄り添うなどの対応について記載 ・当事者以外の児童生徒の保護者への対応について記載	9

⑤ 教職員の支援と心のケア	・全教職員の性に対する価値観の理解、支援する教職員への留意点について記載	9
⑥ 未然防止、早期発見と支援体制の構築	・未然防止のための示すべきルール、考え方を記載 ・スマホやSNSとのつきあい方の指導について記載 ・早期発見のための子どもの発するサインや手段について記載 ・学校内・保護者との連携について記載	10 10 11
⑦ こんなときどうしたらよい？Q&A	・対応時に想定される疑問点と対応方法について記載	12
⑧ 相談機関・窓口一覧	・鳥取県内の相談機関・窓口の一覧を掲載	13, 14

4 作成にあたり意見を伺った関係機関等

(1) 民間

- ・(公益社団法人) 性暴力被害者支援協議会 (クローバーとっとり)

(2) 行政

- ・県生活環境部犯罪被害者総合サポートセンター
- ・県子ども家庭部家庭支援課児童養護・DV室

(3) 教育機関、教育関係者

- ・都市・町村教育長会
- ・各校種学校長会
- ・野田正人氏

(国立教育政策研究所フェロー、生徒支援・教育相談センター学校支援チームSV)

5 添付資料

(資料1)「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」の概要

(資料2)「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」本文

(資料3) [保護者配布用] 性に関する相談機関・窓口一覧 (鳥取県版)

「学校における児童生徒間の性暴力対応マニュアル」の概要

作成に至る経緯

- 全国的に性犯罪の認知件数は増加の傾向にあり、2023年7月の改正刑法施行により処罰要件が明確化され、被害がより顕在化しやすくなった実態があります。
- 2022年内閣府男女共同参画局実施の16歳から24歳の若者を対象とした調査では、被害を受けた場所は「学校」が最多で22.5%という結果でした。
- 校内で性暴力が発生した場合の対応方法等について、性の取扱いの難しさから学校現場が対応に苦慮していることが考えられ、その指針を明らかにすることが必要です。

作成の目的

- 性暴力に関する学校の基本的な姿勢や、学校において児童生徒間の性暴力が疑われる事案が発生した場合、またはその兆候に気付いた場合に、教職員が適切かつ組織的に対応するための基本的な考え方と具体的な対応方法を示す。
- 未然防止、早期発見の考え方を示す。

学校で性暴力が起こった場合のフロー図、対応の主なポイント

- ・発見→情報確認→対応は外部のサポートも得て、チームで対応する。
- ・状況により、いじめの定義に基づき学校いじめ対策組織での対応を行う。【p1】
- ・緊急度を確認した上で、被害者の心身の安全を最優先とした対応、支援を行う。
- ・「疑い」の段階や判断が難しい場合でも、警察や児童相談所に相談する。
- ・学校は所管の教育委員会に報告し、教育委員会と連携しながら関係機関に相談する。
- ・児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮する。【p2】

被害児童生徒への対応、対応支援と留意点、心のケア

- ・トラウマ反応を理解するとともに、二次被害を防ぐために被害者にとって学校や家庭が安心、安全な場所となるよう努める。【p3】
- ・聴き取りは最小限にとどめ、本人から話さないことについてはあれこれ質問しない。他の人がもう一度話を聴くことは絶対に避ける。【p4】
- ・性暴力被害対応チームを立ち上げ対応するとともに、積極的ないじめの認知も行う。【p5】
- ・初期対応の注意点や被害児童生徒への配慮、長期的な支援等について、教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関と緊密に連携して対応する。【p6】
- ・被害児童生徒の心のケア、被害児童生徒への丁寧な対応に努める。【p7】

加害児童生徒への対応

- ・背景に虐待や衝動性のコントロールの弱さなどがあることも多い。保護者の協力のもと、関係機関と連携して、再発防止に努める。
- ・性暴力が悪質な場合や、指導しても繰り返される場合は、児童相談所、警察、少年サポートセンター、医療機関などにつなげて、一緒に対応を考える。【p8】

被害・加害当事者以外の児童生徒への対応

- ・被害を目撃した児童生徒に対しては、話を広めないように伝える。
- ・目撃した児童生徒以外には被害の情報は伝えないよう児童生徒に指導する。
- ・被害児童生徒と同じような傷つき体験をしている場合があるため、必要に応じて精神的なケアを行う。【p9】

教職員の支援と心のケア

- ・教職員がトラウマを抱える児童生徒を支援する場合に二次的外傷性ストレスを受ける可能性があるため、事前に、対応チームの編成時に役割を明確にすること、特定の教職員に役割が集中しないようにすることなどの体制を整えておく。
- ・心身の不調が生じた場合は、教職員向けの「心の健康相談窓口」などの利用も検討する。【p9】

未然防止、早期発見と支援体制の構築

- ・学校内で性暴力被害が起きないためには、日ごろの性に関する指導とコミュニケーションスキルの教育が必要となる。
- ・計画的に性に関する指導の時間を設定し、未然防止のための情報を発信していく。【p10】
- ・早期発見のためのツールなど日ごろから情報を入手するための工夫や、子どもの発するサインを見逃さないこと、保護者との連携等が重要である。【p11】